

小委員会の第2回及び第3回会議の論点案について

グループ番号 ③ 委員名 石野富志三郎

グループ③：消費者としての障害者の保護（27条）、選挙等における配慮（28条）、司法
手続における配慮等（29条）

（論点案）

- ①：【27条】 障害者の消費者被害の事前防止及び被害からの保護
- ②：【28条①】 選挙等における必要な配慮の提供
- ③：【28条②】 公的活動への障害者の参画の拡大（審議会委員への登用の促進等）
- ④：【29条①】 司法手続における必要な配慮の提供及び研修の実施
- ⑤：【29条②】 障害を有する受刑者・出所者等に対する処遇及び支援の在り方

（その他の論点候補）

- ①：【28条】 成年後見制度と選挙権について

以下、追加検討をお願いしたい項目

27条 ②事業者（企業）から消費者への情報提供に関する責務の明確化

特定商取引法により、悪質な消費者販売については一方的に契約を解除することができる「クーリング・オフ」制度がありますが、この制度では、一定の要件をクリアしなければその使用ができません。

そのほかの救済措置として、クーリング・オフ期間を過ぎても消費者契約法に基づく契約無効・取り消し等の方法がありますが、その場合は、クーリング・オフのような消費者からの一方的な契約解除は出来ない状況です。

消費者契約法は消費者保護の観点から作られた法律ですが、特定商取引法に基づいた情報の開示は万人が理解できる内容ではなく、ことに障害を有する場合、十分に理解ができないまま契約に至る場合も多々あります。

そういった事例を防ぐためにも、消費者への情報提供について、特定商取引法に記載されている内容についても、あらゆる消費者が理解できる手段での情報提示について、責務を明確に法律に記載する必要があるのではないかと思います。